

## 年金振込通知書

(振込予定日) 平成 年 月 日

あなたの年金は、平成 年 月から平成 年 月  
までの各偶数月に、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に  
振り込まれますので、お知らせします。

年金の種類 年金

基礎年金番号・年金コード

振込先

各支払期の支払額、年金から控除される額※1および控除後振込額

	平成 年 月 月から 平成 年 月 各期支払額	平成 年 月 の支払額	平成 年 月 の支払額
年金 支払額	円	円	円
介護 保険料額※2	円	円	円
※2	円	円	円
所得税額および 復興特別所得税 額	円	円	円
個人 住民税額※2	円	円	円
控除後 振込額	円	円	円

※1 右面の「年金から特別徴収する保険料等」をご覧ください。

※2 8月以降の額は、予定額として6月の額を記載しています。  
決定額は、市区町村から送付される通知書でご確認ください。

厚生労働省  
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

印影

## 振込予定日

年金の振込日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土曜日、日曜日、  
祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。  
平成30年度分の振込予定日は次のとおりです。

【平成30年】	6月15日（4月・5月分） 8月15日（6月・7月分） 10月15日（8月・9月分） 12月14日（10月・11月分）
【平成31年】	2月15日（12月・1月分） 4月15日（2月・3月分）

### 注意事項

- 各支払期に切り捨てられた端数の合計額が1円以上のときは、  
平成31年2月期の年金支払額に、端数を加算してお支払いします。  
\*左面の「年金振込通知書」の「平成31年2月の支払額」をご覧ください。
- 左面の「年金振込通知書」の支払期間が平成31年2月以前となっ  
ている方は、振込額の変更が予定されている方です。
- 振込額や振込先などに変更があった場合は、改めて「年金振込通知  
書」をお送りします。

### 年金から特別徴収する保険料等

- 日本年金機構は市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、  
後期高齢者医療保険料、国民健康保険料（税）、個人住民税を特別  
徴収しています。
- 各支払期に特別徴収する額は、保険料の改定などの理由により変更  
となる場合もありますので、市区町村から送付される通知書でご確  
認ください。
- 後期高齢者医療保険料、国民健康保険料（税）の納付方法の変更に  
ついては、お住まいの市（区）役所または町村役場にご相談ください。

### 不審な電話にご注意ください。

日本年金機構の職員が、電話で「税金を還付する」と話をしたり、お客様の年金受  
給額、預貯金口座番号などをお聞きすることはありません。

※右のマークは音声コードです。  
目の不自由な方にご自身の年金支払いに  
関する情報を音声でご案内します。

